

令和3年度 第3回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和3年12月24日(金) 10:00~12:00

2. 開催場所

水産会館 中会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 11名

4. 議題

議第9号 岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局書記の任免について

議第10号 令和4年の増殖指示数量に関する方針について

議第11号 令和3年放流実績及び令和4年増殖指示数量について

協議事項

- ・シジミ漁に関する委員会指示について
- ・電子遊漁券導入に係る遊漁規則の変更手続きについて

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	本委員会定数13名中11名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
【議第9号】岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局書記の任免について	
事 務 局	岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第3条第3項の規定「事務局長及び書記は、委員会で任免する。」に基づく書記の任免。 事務局書記の担当替えにより、新たに下村雄志を書記として任免するもの。
原案のとおり承認された。	
【議第10号】令和4年の増殖指示数量に関する方針について	
【議第11号】令和3年放流実績及び令和4年増殖指示数量について	
事 務 局	<p>議第10号と議第11号は密接に関わることから一括審議とした。</p> <p>令和3年の放流量が増殖指示数量未達の魚種について対応案を提示。</p> <p>令和4年増殖指示数量については、新型コロナウイルスの影響により、遊漁料収入が県全体で12%減少する見込みであり、令和4年の放流経費が不足すること、令和4年においても新型コロナウイルスの影響を見通せないことから、令和4年増殖指示数量の減免方針を3案提案。</p> <p>なお、各漁協が状況に応じて漁業権魚種を最大限増殖できるように、増殖指示数量を減量した場合においても、増殖指示数量以上の増殖を行うことを妨げないこととする。</p> <p style="text-align: center;">【減免方針】</p> <p>① 減免要望のあった漁協ごとに、令和4年基準増殖指示数量に遊漁料収入の対前々年割合を乗じた値を令和4年増殖指示数量の下限とし、減免要望に応じて令和4年増殖指示数量とする。</p> <p>② 令和4年基準増殖指示数量に、県下全体の遊漁料収入の対前々年割合（88%）を乗じた値を令和4年増殖指示数量とする。</p> <p>③ 令和4年基準増殖指示数量に、県下全体の遊漁料収入の対前々年割合（88%）を乗じた値を令和4年増殖指示数量にすることに加えて、減免要望のあった漁協のうち12%以上遊漁収入が減少した漁協については、令和4年基準増殖指示数量に遊漁料収入の対前年割合を乗じた値を令和4年増殖指示数量の下限とし、減免要望に応じた増殖指示数量とする。</p>

参 考 人	事務局からの説明であったように、例年、尾数発注をしていることから実情に応じた対応として指示数量に尾数を並列併記とすること、そして、天災等がある中で四季を通じた柔軟な稚魚放流を実施したく、稚魚サイズ10gの撤廃を要望する。
事 務 局	指示数量は従来、重量で示していますが、算定にあたっては金額を基準としていることから金額併記、要望のあった尾数併記といった方法など、令和6年1月の漁業権免許の切替を見据えて、次回以降の漁場管理委員会において指示数量の表記方法について協議させていただきたい。 稚魚サイズについては、従来、春の稚魚放流を想定しており、10gという基準を設けているものの、内共第39号のように秋の稚魚放流を実施する漁協も存在することから、実情にあった稚魚放流のサイズ・基準を設定する必要がある。稚魚サイズは何グラムが適正であるかについても既存の知見等を整理し、協議させていただきたい。
委 員 員	この場で協議を実施するスケジュール感を教えてほしい。
事 務 局	適正な稚魚サイズについては次回の漁場管理委員会、指示数量の表記方法については令和6年1月の漁業権免許の切替までに協議することとしたい。
委 員 員	一律で12%下げつつ、より影響の大きい漁協には状況に応じた減免を実施する③案を支持する。
<p>議第10号 令和4年増殖指示数量の減免方針については③案を原案とすることで承認された。</p> <p>議第11号 議第10号で承認された減免方針に基づいた令和4年増殖指示数量とすることで承認された。</p>	
【協議事項1】 シジミ漁に関する委員会指示について	
事 務 局	令和2年12月1日付で施行された漁業法の一部改正に伴い、岐阜県漁業調整規則が改正され、改正調整規則では、第4条において知事許可漁業の規定が追加された。 県内一部漁場において、調整規則第21条第1項の小型機船底びき網漁業に該当する漁法が行われていると考えられることから漁場利用の適正化を図るため、その実態把握が必要となることから委員会指示によるシジミ漁業の届出制の実施について協議するもの。
委 員 員	シジミの資源はどのような傾向にあるのか。
事 務 局	木曾三川におけるシジミ資源は長期的にみると減少傾向にある。
次回の委員会でシジミ漁業の届出制について議案とすることを決定。	

【協議事項2】電子遊漁券導入に係る遊漁規則の変更手続きについて	
事務局	漁協が電子遊漁券システムを導入する場合、遊漁承認証の様式を追加する必要性から遊漁規則の改正を実施しているものの、今後の方針として試行導入を容認することを委員に協議するもの。
委員	<p>当漁協においては既に導入しているが、遊漁規則を改正するには総代会に諮るなどの時間を要するため、電子遊漁券を迅速に導入することができないという実情がある。そのため、容認することは妥当であると考え。</p> <p>また、導入後は溪流魚の日券購入が伸びており、早朝から入川する方がしっかりと購入してくれるようになったと実感している。</p>
原案のとおり進めていくことで承認された。	
閉会	
事務局	会長が挨拶し、閉会を宣言。